平成２６年（フ）第２５８号
兵庫県川西市久代１丁目17番８号
債務者　清田　安子
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸越　照吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目３番Ｃ―304号、前住所兵庫県宝塚市大成町２番６号
債務者　諸岡さゆりこと　呉　　富代
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
兵庫県加古川市平岡町新在家802番地の20
債務者　上杉　晋五
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６１２号
広島市佐伯区五日市中央４丁目２番14―602号
債務者　織田三枝子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２１号
広島県東広島市西条中央８丁目14番24号　Ｙ’ＳアパートメントＣ棟101号
債務者　中村きみ子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楾　　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８９号
高知市高須１丁目３番２号　ハイツヨシカワ506
債務者　谷﨑　忠光
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目４番48号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市薬師１丁目18番２号エンゼルハイム304号
債務者　坂下奈津子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒沢佐和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目２番１号　松木ビル303号
債務者　愛　　隆治
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３４号
熊本市北区清水新地４丁目７番２号
債務者　松元　秀郎
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３０８号
函館市松川町41番８―503号
債務者　石田美千代
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３１９号
函館市千歳町３番８号　103号室
債務者　菊池チリ子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５５号
茨城県神栖市大野原中央１丁目11番36号　未来Ｂ―203
債務者　井上　祐子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１０８８号
さいたま市北区土呂町１丁目20番地３　チェリー吉田205、旧住所さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ204
債務者　古澤真由美
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４１号
千葉市中央区大森町373番地　フォレストアーク大森202号
債務者　田中奈美絵
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７２号
千葉県習志野市実籾５丁目15番８号　ドルチェM203号
債務者　美濃川ゆり
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９５号
千葉県船橋市本中山７丁目16番２号　鈴木コーポ203号
債務者　佐々木　潤
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８００号
千葉県船橋市湊町３丁目13番８号　金子荘３号
債務者　清水　義輝
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係